

喜野市 **ファミリー・** **サポート・センター** **とは？**

子育てをお手伝いしたい人と子育てのお手伝いをしてほしい人が会員登録し、送迎や一時預かりを行う会員組織です。

こんなときに利用できます。

- ◎保育施設までの子どもの送迎をしてほしい。
- ◎保育施設の保育開始前や保育終了後に子どもを預かってほしい。
- ◎学童保育終了後に子どもを預かってほしい。
- ◎冠婚葬祭などによる外出時の際に子どもを預かってほしい。
- ◎保護者の病気や急な用事の時に子どもを預かってほしい。



※病児・病後児のお預かりは行っておりません。
 ※依頼やサポーターの状況によっては必ずしもお応えできない場合もあります、ご了承ください。

ファミリー・サポート・センターのしくみ

活動の流れ



援助活動の申し込みと依頼について

- ◎援助が必要になったら、センターに申し込みます。まずは会員登録をしていただきます。
- ◎センターに配置のコーディネーターが依頼内容の条件にあったまかせて会員に連絡し、援助可能かどうかの確認をします。

事前打ち合わせと援助活動について

- ◎センターがまかせて会員と連絡をとり事前打ち合わせの日程を決定します。
- ◎事前打ち合わせはセンターで行います。
- ◎事前打ち合わせでは、お願い会員とまかせて会員は、受けた援助活動の内容・援助活動を受ける子どもについての情報(特異体質等)を事前打ち合わせ表に従って十分な打ち合わせを行います。
- ◎援助活動中に生じたトラブルは、原則的に会員相互間において解決してください。ただし、トラブル解消のための助言、指導等はコーディネーターが行います。

活動終了・報酬收受について

- ◎お願い会員は、活動終了後決められた報酬をまかせて会員に直接支払います。

利用料金等について(1時間)

月曜日～金曜日	利用料金	市からの補助	保護者の負担
午前7時～午後7時まで	900円	400円	500円
午前6時～午前7時まで	1000円	500円	
午後7時～午後9時まで			
土・日・祝日	利用料金	市からの補助	保護者の負担
午前7時～午後7時まで	1000円	400円	600円
午前6時～午前7時まで	1100円	500円	
午後7時～午後9時まで			

- * 出生児に対して無料券の発行も行っています。
- * 兄弟の場合 二人目からは半額
- * 援助活動取り消しについては、次のとおり利用会員が支払う。
 - ・前日までの取り消し 無料
 - ・当日の取り消し 半額
 - ・無断取り消し 全額
- * 食事(ミルク、おやつ等)代、おむつ等については、利用者が実費を支払う。

対象年齢について

- ◎援助活動対象になるお子さんは、0歳から小学生までとなります。

その他

- ◎お願い会員・まかせて会員共に入会金等は必要ありません。



● 補償保険制度 ●

市が援助活動の事故に備えてファミリー・サポート・センター保証保険に加入します。

◆ サービス提供会員傷害保険 ◆

* まかせて会員が援助活動中の事故により傷害を被ったときに補償するものです。

◆ 賠償責任保険 ◆

* 援助活動中の事故等が原因で、第三者に損害を与えたことにより、賠償責任が生じたときに補償するものです。

◆ 依頼子ども損害保険 ◆

* お願い会員の子どもが、預かりを受けている間に、事故等によって損害を被ったときに補償するものです。



会員募集 随時受け付け中!

あなたの子育て応援します

子育てのお手伝いをしたい人……まかせて会員
子育てのお手伝いをしてほしい人……お願い会員
どちらも兼ねたい人………どっちも会員

● まかせて会員 ●

嬉野市内に在住の方で、
子育ての支援に理解のある方
☆市で行う講習を受講していただきます。

● おねがい会員 ●

嬉野市に在住または勤務している方で、
小学校までのお子さんをお持ちの方
☆申し込み後、事前打ち合わせをからの利用となります。

● どっちも会員 ●

お願い会員として手助けを受け、ときには
まかせて会員として活動できる方

申し込み・お問い合わせ

☎ 0954-43-0100

月～金曜日 9時30分～16時30分

~~FAX 0954-43-0100~~



嬉野市 ファミリー・ サポート・センター のご案内



嬉野市ファミリー・サポート・センター

〒843-0301

嬉野市嬉野町大字下宿丙2390-2
(老人福祉センター 2階)

TEL・~~FAX~~ (0954) 43-0100